

【新型コロナウイルス感染症に対する新たな相談・診療・検査体制について】

- 11月に入って各地で感染者が急増しています。
- 専門家によっては第3波が始まったとして、ここ数週間が感染爆発を防ぐための重要な時期だと危機感を示しています。
- ワクチン開発が急ピッチで進められてはいますが、現段階では、終息の目途はたっていません。
- そんな状況の中、発熱等の症状のある方の新たな相談、診療、検査体制が整備されましたので、お尋ねします。

(1) 県内及び市内の「発熱外来医療機関」(注)について

- 令和2年9月4日、厚生労働省(以下、厚労省)は、都道府県等に対して「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の事務連絡をいたしました。
- 発熱患者の急増に備え、従来の保健所中心であった体制から、地域で身近な「かかりつけ医」などが対応する仕組みに転換するため(仮称)「診療・検査医療機関」を県等が指定して報告するよう求めていました。
- (令和2年)11月12日、厚労省は47都道府県が2万4,629カ所を指定したとの集計結果を公表。
- 千葉県は、コロナ感染の疑いのある発熱患者に対応する医療機関を「発熱外来医療機関」(注)という名称をつけ指定しました。

ア. 「発熱外来医療機関」数と開始時期、診療・検査の現状

- ◎県内及び市内で何か所の医療機関が「発熱外来医療機関」として指定されたのか？
- ◎いつから、その役割をスタートしたのか？
- ◎また、診療・検査の現状についてお聞かせください。

イ. 「発熱外来医療機関」の公表の有無についてお尋ねします。

- ◎「発熱外来医療機関」は市民に公表されるのでしょうか？
- ◎公表しないのであれば、その理由もお聞かせください。

(注1)発熱外来医療機関：厚労省の示した「診療・検査医療機関(仮称)」の千葉県での名称

(2) 発熱等の症状のある方の相談・診療・検査の流れ

- 市のホームページに掲載されたフロー図には、かかりつけ医などの地域で身近な医療機

関に電話で相談する場合と、

- 「かかりつけ医」がないなど、困った場合が掲載されています。
- ◎発熱等の症状のある方の相談・診療・検査の流れを詳細にお示しください。

(3) 電話で相談した「かかりつけ医」などが「発熱外来医療機関」でない場合の ア. 受診の流れについて

- 市のホームページのフロー図では、電話相談した「かかりつけ医」などの地域で身近な医療機関が「発熱外来医療機関」ではなく、そこで診療や検査ができない場合は、電話で相談した医療機関が「発熱相談センター」や「健康づくり支援課」等の相談先を紹介する流れになっている。
- しかし、この流れは、厚労省が示した流れとは異なっている。
- 厚労省は、電話で相談した医療機関で診療や検査出来ない場合は、相談センターを介さず、直接、相談した医療機関から「発熱外来医療機関」の案内を受けて受診するという流れを示しています。
- ◎市がフロー図で示し流れは、どこで決定されたのか？
- ◎何故、厚労省の示した流れと異なっているのか？その理由をお聞かせください。

イ. 医療機関の間での「発熱外来医療機関」等の情報共有について

- 発熱患者などから相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、厚労省は、＜都道府県と医療関係者で整備すること＞として、「発熱外来医療機関」とその対応時間などを、地域の医療機関や「発熱相談センター」の間で随時、情報共有しておくことを要請しています。
- ◎千葉県及び我孫子市では、「発熱外来医療機関」等の情報を医療機関の間で共有する仕組みが、まだ、できていないのでしょうか？
- ◎また、最初に相談した身近な医療機関から、相談センター等を介さずに直接「発熱外来医療機関」を案内してもらう仕組みもできていないのでしょうか？

(4) 夜間・休日等の相談・診療・検査体制

- 発熱等の症状がある場合、先ず、かかりつけ医などの地域で身近な医療機関に相談することになっています。
- ◎夜間や休日等の相談・診療・検査体制はどうなっているのでしょうか？
- ◎また、県から指定された「発熱外来医療機関」は、夜間や休日も相談・診療・検査を実

施しているのでしょうか？お答えください。

(5) 相談体制は大丈夫か、お尋ねします。

- 市のホームページには、かかりつけ医がいないなど困ったときの相談先として、また、電話で相談したかかりつけ医などの身近な医療機関で診療や検査ができない場合の相談先として、千葉県の「発熱相談センター」と市の健康づくり支援課の健康相談窓口の電話番号が示され、加えて、千葉県のホームページの「熱のあるときは」を参照するように掲載されています。
 - 県の「発熱相談センター」とは、厚労省の9月4日の事務連絡で示されたように旧「帰国者・接触者相談センター」が衣替えしたものと推量されます。(注)
 - ◎保健所にある旧「帰国者・接触者相談センター」は、第1波の際に電話がつかない状況が発生。今後、より一層感染が拡大した場合、再び同じ事態になるのではないかと懸念されますが、市の見解をお聞かせください。
 - また、相談時間についてですが、県の「発熱相談センター」だけが24時間対応。
 - 「市の健康相談窓口」は、祝日・年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。
 - ◎今後、より一層、新型コロナウイルスの感染が拡大した場合、或いは、インフルエンザの同時流行が起こった場合、市が示した相談体制で十分なのか、お考えをお聞かせください。
- (注)令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から都道府県等にだした事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の5ページ(受診・相談センター)参照

(6) 受診方法と受診体制の周知徹底について

- 厚労省は、住民に対して周知することとして、「発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談すること。」
- そして、「相談する医療機関に迷う場合には、『受信・相談センター』に相談すること。」を挙げています。
- さらに、「発熱等を伴う受診の際は事前に電話予約の上で受診することを徹底するよう」広く住民に周知することも挙げています。
- 市では、既に、ホームページや広報(12月1日号)に掲載していますが、発熱等の症状があるときの相談・受診の流れを知らない市民も多いと思います。

◎そこで、重症化しやすい高齢者が利用する介護施設や「高齢者なんでも相談室」、「きらめきデイサービス」などで、また、クラスターが発生しやすい学校で保護者への手紙や連絡メールを利用するなど、発熱患者等に対する受信方法と受診体制の周知徹底を図っていただきたいと思いますが、市の考えは？

(7) 新たな PCR 検査について

- 市政一般報告に新たな PCR 検査を準備しているとの報告がありました。
 - 対象は 65 歳以上の市民のうち、市内の高齢者施設への新規入所が決定した方、
 - 年齢にかかわらず呼吸機能障害者のうち 1 級と 3 級の方、
 - また、腎臓機能障害者のうち 1 級と 3 級の方で、かつ透析を受けている方が対象です。
 - この制度は、感染拡大や重症化を防止するための予防的対策であり、一歩踏み込んだ感染症対策だと評価したいと思いますが、
- ◎今回、新たな PCR 検査等を考えた背景、提案に至るまでの経緯、他の自治体の類似例、実施に係る財源措置をお聞かせください。
- また、この制度は、検査を希望する方に対して PCR 検査を受けた場合には上限 20,000 円まで、抗原定量検査を受けた場合には上限 7,500 円まで助成するとされている。
- ◎どちらの検査を選択するか、誰が決めるのか？
- ◎各検査の検体は、どこで、どのように(鼻咽頭 or 鼻腔 or 唾液)、誰が採取するのか？お聞かせください。